

協議第 1 号

合併の方式について

合併の方式について承認を求める。

平成 19 年 3 月 1 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

合併の方式について

合併の方式については、富合町を廃し、その区域を熊本市に編入する
編入合併とする。

平成 1 9 年 3 月 1 日

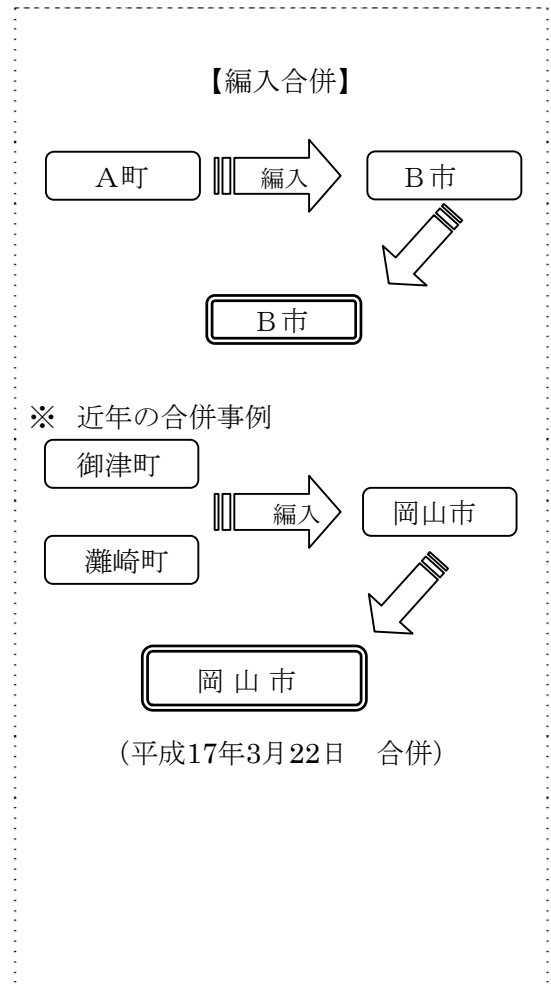
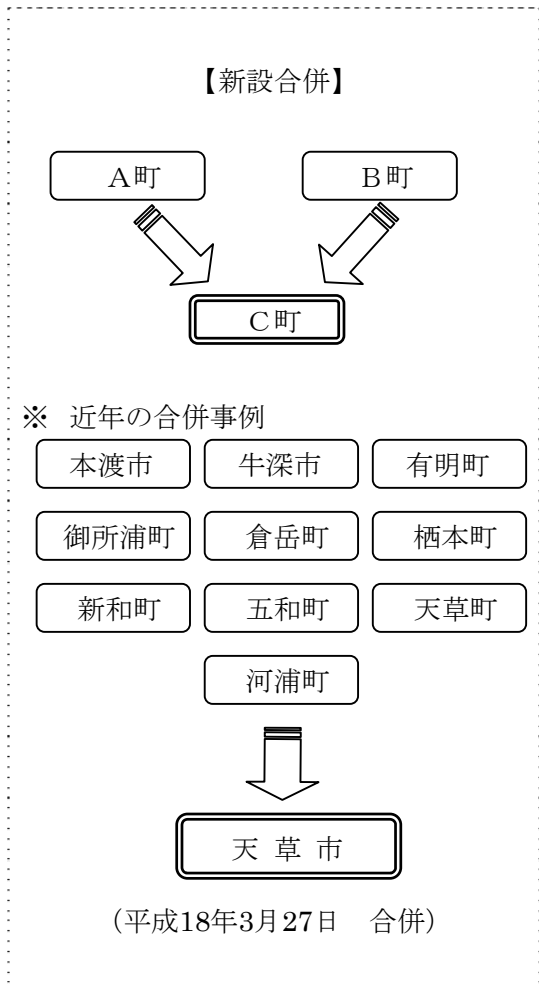
原案承認

・ 修正承認

・ 継続審議

「市町村の合併方式」

- ◎ 市町村の合併は、地方自治法第7条に規定する『廃置分合』に含まれる概念です。
 - ・「廃置分合」とは、法人格の変動を伴う地方公共団体の区域の変化であり、合体、編入、分割、分立のうち、少なくとも1つ以上の市町村の数が減少するものを「市町村の合併」といいます。
 - ・市町村の合併は、その形態により「新設合併と編入合併」の2つに分けることができます。



【新設合併と編入合併の比較】

		新 設 合 併	編 入 合 併
定義		2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの。
法人格		新たに法人格が発生する。	編入する市町村の法人格が継続する。
合併市町村の名称		新たに定める。	編入する市町村の名称とすることが多い。
事務所の位置		新たに定める。	通常は編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村の長		消滅する合併関係市町村の長は失職する。	編入する市町村の長は変わらず、編入される（消滅する）市町村の長は失職する。
議会の議員	原則	消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。 合併市町村の定数による設置選挙を行う。	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される（消滅する）市町村の議会の議員は失職する。（合併による著しい人口増の場合は増員選挙を行う。）
	特例	次のいずれかによることができる。 ① 設置選挙において、新設合併の特例定数（定数の2倍まで）とすることができる。 ② 合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、最長2年間在任することができる。	次のいずれかによることができる。 ① 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とすることができる。（増加分は編入された区域に配分） ② 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、編入する市町村の議会の議員の残任期間に限り、在任することができる。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採ることができる。
農業委員会 の委員 （合併市町村 に1つの委員 会を置くこと とする場合）	原則	消滅する合併関係市町村の委員（選挙による委員、選任による委員）は全て失職し、新たに選挙を行う。（選任による委員は農業委員会法に基づき選任する）	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される（消滅する）市町村の委員は全て失職する。
	特例	合併関係市町村の委員（選挙による委員）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は10～80人の範囲で、最長1年間、在任することができる。	編入される（消滅する）市町村の委員（選挙）のうち合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間に限り、在任することができる。
特別職の職員		消滅する合併関係市町村の特別職の職員は、全て失職する（新たに選任する）。	編入する市町村の特別職の職員はそのまま在任し、編入される（消滅する）市町村の特別職の職員は全て失職する。
条例・規則		消滅する合併関係市町村の条例・規則は全て失効する（新たに制定する）。	編入する市町村の条例・規則を適用する（合併に伴い必要な改正を行う）。

【主な市町村合併の状況】

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村	合併形態
平成13年5月1日	さいたま市	浦和市、大宮市、与野市	新設
平成17年4月1日		さいたま市、岩槻市	編入
平成15年4月1日	静岡市	静岡市、清水市	新設
平成18年3月31日		静岡市、蒲原町	編入
平成16年11月1日	鹿児島市	鹿児島市、吉田町、桜島町他3町	編入
平成17年1月1日	大分市	大分市、佐賀関町、野津原町	編入
平成17年1月1日	長野市	長野市、豊野町、鬼無里村他	編入
平成17年1月11日	秋田市	秋田市、河辺町、雄和町	編入
平成17年2月1日	堺市	堺市、美原町	編入
平成17年2月13日	下関市	下関市、菊川町、豊田町他2町	新設
平成17年4月1日	富山市	富山市、大沢野町、大山町他4町	新設
平成17年3月21日	新潟市	新潟市、豊栄市、新津市、亀田町他	編入
平成17年10月10日		新潟市、巻町	
平成17年3月22日	山梨市	山梨市、牧丘町、三富村	新設
平成17年3月22日	菊池市	菊池市、七城町、泗水町、旭志村	新設
平成17年3月31日	松江市	松江市、八束町、島根町他5町	新設
平成17年4月25日	広島市	広島市、湯来町	編入
平成17年7月1日	浜松市	浜松市、浜北市、大竜市他9町	編入
平成17年10月1日	鶴岡市	鶴岡市、藤島町、羽黒町他3町	新設
平成17年10月1日	山口市	山口市、小郡町、秋穂町他2町	新設
平成18年1月1日	岐阜市	岐阜市、柳津町	編入
平成18年1月1日	宮崎市	宮崎市、高岡町、佐土原町、田野町	編入
平成18年1月4日	長崎市	長崎市、琴海町	編入
平成18年1月10日	盛岡市	盛岡市、王山村	編入
平成18年2月1日	福井市	福井市、美山町、清水町、越廼村	編入
平成18年3月20日	相模原市	相模原市、津久井市、相模湖町	編入
平成18年3月27日	成田市	成田市、下総町、大栄町	編入
平成18年3月27日	つくばみらい市	伊奈町、谷和原村	新設

※総務省自治行政局合併推進課提供 合併デジタルアーカイブより

(編入合併：165件、新設合併：444件)